

令和6年度

千歳市奨学生募集のご案内

千歳市教育委員会

千歳市教育委員会では、学習する意欲があり、その能力がありながら、経済的な理由で修学が困難な学生・生徒に対し、等しく教育を受ける機会を確保するため、奨学金を交付しています。

令和6年度は、次のとおり募集しますので、希望される方は所定の受付期間に願書等必要書類を提出してください。

1 交付対象

奨学金の交付対象は、次の（1）から（6）のすべてに該当する方です。

なお、同一世帯から複数名の出願も可能です。

- (1) 令和6年4月現在、千歳市内に住民登録があること。（親又は親に代わる者が千歳市内に住民登録がある場合を含む。）
- (2) **高校、高等専門学校、専修学校**（修業年限が2年以上の専門課程又は修業年限が3年以上の高等課程に限る。）、**大学（短期大学を含む。）**に在学中、又は令和6年4月から進学したものであること。
- (3) 学資に乏しいこと。（世帯の総所得が次の所得基準額以下であること。）

区 分	所得基準額	
世帯人員	1人	214.5万円
	2人	343.5万円
	3人	396.0万円
	4人	429.0万円
	5人	460.5万円
	6人	487.5万円
	7人	511.5万円

※世帯人員が7人を超える場合は1人増すごとに24万円を加算します。

※令和2年分から、給与所得控除額及び公的年金等控除の見直しがあったことから、所得の算出にあたっては、給与所得控除後の給与等の金額又は公的年金等に係る雑所得の金額から10万円を減額し算出します。ただし、給与の収入金額が850万円、公的年金等収入金額が1,000万円を超える場合は、個別に算出します。

- (4) 直近1年間の学習成績の評定を全教科について平均した値が、高校、高等専門学校（1～3年生）、専修学校（修業年限が3年以上の高等課程）の場合は5段階評価で3.0以上、大学（短期大学を含む。）、高等専門学校（4年生、5年生及び専攻科）、専修学校生（修業年限が2年以上の専門課程）の場合は5段階評価で3.5以上あること。

※5段階評価でない場合は、5段階評価に換算して平均する。

- (5) 素行が善良であること。
- (6) 健康体で修学可能であること。

2 奨学金の額及び採用予定人数

採用予定人数を超える場合は、選考となります。

なお、本奨学金は将来返還する必要はありません。

対 象	金 額	予定人数 ※
高校生	月額 7,000 円 以内	85 人
高等専門学校生（1年生から3年生）		
専修学校生（修業年限が3年以上の高等課程）		
大学生（短期大学含む）	月額 10,000 円 以内	105 人
高等専門学校生（4年生、5年生及び専攻科）		
専修学校生（修業年限が2年以上の専門課程）		

※予定人数については、令和6年度予算額や出願状況によって、変更する場合があります。

3 交付期間

奨学生の資格は、令和6年4月から1年間です。ただし、年度の途中でも、転出や退学など、交付対象となる要件を満たさなくなった場合は、交付を中止します。

また、次年度も継続して奨学生になることを希望する場合は、次年度募集時に改めて願書の提出が必要となります。

4 支給方法

奨学金は、4～7月分を8月、8～11月分を12月、12月～3月分を3月に、計3回に分けて口座振込により交付します。**振込先の口座名義は、奨学生本人**となりますので、お持ちでない方は、交付手続きの際に口座の開設が必要となります。

5 選考方法

奨学生は、奨学生選考委員会において選考基準に基づいて審議された後、選考されます。このため、出願されてもご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。選考結果は、8月上旬までに出願者全員に文書で通知します。

6 奨学生の義務

奨学金制度は、将来、社会を担うにふさわしい人材を育成するため、市民からの貴重な寄附金等を原資として積み立てた奨学基金によって運用されています。

奨学生は、この趣旨をよく理解・認識し、常に奨学生としてふさわしい行動をとるよう求められます。

また、年度末には、皆さんが奨学金の交付を受けて、どのような成果があったのか作文形式で提出していただきます（学業の成果や進路等）。その一部は、氏名等の個人が特定される部分を除いて、当該年度に貴重な寄附金をいただいた方々へ礼状と共に送られます。

7 出願に必要な書類

◆本人（保護者等）が記入、用意するもの

- (1) 奨学生願書（様式第1号）
- (2) 家庭状況調査書（様式第3号）
- (3) 生活保護を受けている場合は、**生活保護受給証明書**
- (4) 令和6年1月1日現在、千歳市に住所がない方は、
令和5年分（令和5年1月～12月）の所得を証明するもの（下記書類いずれか）
 - ・令和6年度給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書
 - ・令和6年度 市町村民税・道府県民税 納税通知書
 - ・令和6年度（令和5年分）所得（課税）証明書※同一生計者のうち、所得のある方全員の分が必要です。

◆学校に作成してもらうもの《学校に依頼してください。》

- (1) 奨学生推せん書（様式第2号）
※4月から進学の方は、進学前に在籍していた学校に依頼してください。
- (2) 直近1年間の学業成績証明書
(例) 高校2年生の場合→高校1年次の証明、大学1年生の場合→高校3年次の証明
- (3) 在学証明書（令和6年4月1日以降に発行したもの）

8 願書の受付期間

令和6年4月25日（木）から6月10日（月）（土曜・日曜・祝日除く。）の間に、千歳市教育委員会企画総務課（千歳市役所第2庁舎2階10番窓口）へ提出してください。
※郵送の場合は、6月10日（月）必着です。また、郵送は簡易書留としてください。
※期間前及び期限後の提出は受付できません。

9 留意事項

- ・受付後、千歳市教育委員会から、本人や保護者、在学中の学校等に千歳市奨学金に関して必要な連絡をさせていただくことがあります。
- ・願書受付後、所得や学業成績など交付対象となる要件を満たしていないことが判明した場合は、願書一式を返却します。
- ・虚偽の申請等、不正事実が発覚した場合は、奨学金を交付することはできません。また、交付後にこれらが判明した場合は、速やかに返還していただきます。
- ・交付後に、千歳市奨学生の資格に該当しなくなった場合は、その事由が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、交付を中止します。
- ・願書の記入内容に変更が生じた場合は、速やかに下記担当にご連絡ください。

(問い合わせ先)
〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地
(千歳市役所第2庁舎2階 10番窓口)
千歳市教育委員会企画総務課総務係
電話 0123-24-0819 (直通)